

# 令和8年度矢巾町奨学生募集要項（給付型奨学金）

## 1 目的

経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学生を給付することにより修学の機会を確保し、人材を育成することを目的とする。

## 2 申込資格

(1) 矢巾町に住所を有する者の子

(2) 令和8年4月に、高等学校・高等専門学校・大学・大学院・短期大学・専修学校に進学又は在学する者

(3) 経済的理由により修学困難と認められる者

奨学生の給付を受けようとする者（大学院に進学又は在学する者であって、配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下、この号において同じ。）とその生計維持者について、別記2に定める特別奨学生算定基準額の合計が51,300円未満であること。

(4) 心身ともに健康で、令和8年3月に在学する学校の学業成績の評定が次に該当する者

①高等学校又は高等専門学校に進学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.5以上の者

②高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学している者

申込時に在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の高等学校における学習成績の評定平均値が5段階評価で3.5以上の者

③専修学校専門課程に進学する者又は在学している者

進学する者については高等学校における学習成績の評定平均値が、在学している者については在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.2以上の者

④大学・短期大学に進学する者又は在学している者

進学する者については高等学校における学習成績の評定平均値が、在学している者については在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.5以上の者

⑤大学院に進学する者又は在学している者

最終出身学校又は在學校長が、学業成績が優秀であると認めて推薦した者

※ 学力及び家計の基準については、（独）日本学生支援機構の基準と同等の基準で町が定めていますが、（独）日本学生支援機構の基準改正に伴い、今後見直しを行い変更となる場合があります。

### **3 給付月額**

- (1) 高等学校  
2万円（県外の場合は、3万円）
- (2) 専修学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院  
3万円（県外の場合は、4万円）

### **4 給付期間**

正規の修業年限以内の期間

### **5 奨学金の給付方法**

- (1) 奨学金は、毎月 25 日（休日の場合は、金融機関の前営業日）に、奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。
- (2) 新たに奨学生となった方の4月分の奨学金は、5月中旬に現金でお渡しする予定です。（5月分からは、口座振込となります。）

### **6 奨学金の停止**

奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の給付を停止します。

- (1) 心身の故障等のために修業の見込みがなくなったと認めたとき。
- (2) 奨学金の給付を辞退したとき。
- (3) 奨学生が退学又は休学したとき。
- (4) 上記のほか、奨学生として適当でないと認めたとき。

### **7 募集人数**

若干名

### **8 申請手続**

- (1) 申請期間  
期 間：令和8年2月6日（金）から令和8年4月3日（金）まで  
(土、日、祝日を除く。)  
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出先  
矢巾町教育委員会事務局 学校教育課  
(〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123 矢巾町公民館内事務室)

## 9 提出書類等

(1) 奨学生申請書

(2) 家庭状況調書

※太枠の中を記入してください。調書裏面の「奨学生を必要とする理由」の欄は選考の際の参考となりますので、できるだけ詳しく家庭事情等を記入してください。

(3) 奨学生推薦書

※令和8年3月まで在学している学校に記入いただきます。

(4) 奨学生申請者の住民票抄本

(5) 在学証明書

令和8年4月以降に在学する学校の在学証明書を添付してください。(提出期限後の提出でも可)

(6) 課税状況等の確認に係る同意書 (令和8年1月1日時点で矢巾町に住所がある方)

(7) 令和7年度(令和6年中)所得課税証明書 (令和8年1月1日時点で矢巾町に住所がない方)

前の住所地において取得して提出してください。大学院以外に進学又は在学する者は生計維持者、大学院に進学する者又は在学している者はその者(配偶者があるときはその者及びその配偶者)の所得課税証明書を提出してください。家計基準を確認するためには「課税標準額」「市町村民税調整控除額」「市町村民税調整額」が必要です。これらは所得課税証明書に必ず記載されているものではないため、「全部記載の所得課税証明書を取得したい」旨を市町村税担当課へお伝えいただき取得するようご注意ください。

## 10 奨学生の選考方法

矢巾町奨学生選考委員会において、申請者の人物、健康、学力及び家計の基準の各項目を総合的に審査し、採用を決定します。選考結果については、4月下旬から5月上旬までに通知する予定です。

## 11 その他

(1) 採用決定となった場合は、「誓約書」「振込口座届」を提出していただきます。

(2) 次年度以降の給付については、給付期間中、毎年度提出いただく世帯の所得を証明する書類及び成績証明書をもとに、矢巾町奨学生選考委員会にて審議の上決定することとなります。

(3) ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

【担当】

矢巾町教育委員会事務局 学校教育課

電話 019-611-2645